

小児がん等「特別な理由」で予防接種の再接種が必要な子どもに対する接種費用を助成する制度の確立を求める意見書

小児がん等の治療では、化学療法や移植に伴う免疫抑制療法などを受けたことにより、これまでの予防接種で獲得した抗体が失われてしまうことがあります。感染症予防のためには、予防接種の再接種が必要となりますが、現行の予防接種法においては、定期予防接種の対象外となり接種費用は任意の予防接種として全額自己負担となっております。患児や家族は、治療を続ける中で身体的、精神的、経済的に負担を強いられており、再接種の費用も今後生活する上で大きな負担となります。

そこで、中央区では、令和二年度の予算において骨髓移植手術などの理由により予防接種の効果が期待できないと医師に診断された方に対して再接種に要する費用の助成を計上したところであります。

本来、予防接種の再接種については、感染症予防及び重症化の防止として個人の保健衛生上重要であるとともに、多くの人が予防接種を受けることにより、感染症のまん延を防止する公衆衛生上の社会的意義も持っており、国の責任において実施すべきであります。

よって、中央区議会は国会及び政府に対し、左記の事項に対して早急に取り組むことを強く求めます。

#### 記

- 一 骨髓移植等により定期に実施された予防接種の再接種が必要となった場合、当該再接種を定期接種として位置付ける等の制度を確立すること。
- 二 再接種により後遺症など健康被害が出た場合、定期予防接種制度と同等な健康被害の救済や補償が受けられるように法整備をすること。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

令和二年三月三十日

東京都中央区議会議長 押田 まり子

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
あて